㈢　特定課税仕入れに関する経過措置

(1)　国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）において、課税売上割合が一〇〇分の九五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、改正後の制度を適用する。（附則第四二条関係）

(2)　中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）を受ける課税期間における仕入控除税額の計算については、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、改正後の制度を適用する。（附則第四四条関係）

2　輸出物品販売場制度の見直し（消費税法第八条関係）

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、物品を譲渡するために期間を定めて販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）が、あらかじめ当該販売場（以下「臨時販売場」という。）を設置しようとする港湾施設につきその納税地を所轄する税務署長の承認を受けている場合において、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、その設置期間等を記載した届出書を当該税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を輸出物品販売場とみなすこととした。

3　消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外することとした。（消費税法別表第一関係）

五　たばこ税法の一部改正関係

1　専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係るたばこ税の特例税率（改正前二、五一七円／一、〇〇〇本）を廃止することとした。（たばこ税法附則第二条関係）

2　次の税率改正の日以後の紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率について、それぞれ次の税率とする措置を講ずることとした。（附則第五〇条関係）

税率（一、〇〇〇本当たり）	税率改正の日		
二、九五〇円	平成二八年四月一日		
三、三八三円	平成二九年四月一日		
四、〇三二円	平成三〇年四月一日		
五、三〇二円	平成三一年四月一日		

3　その他

右記の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、紙巻たばこ三級品を販売のため一定数量以上を所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して、たばこ税の手持品課税を行うこととした。（附則第五二条関係）

六　国税通則法の一部改正関係

1　法人税に係る純損失等の金額に係る更正について、その請求期間及び期間制限を一〇年（改正前九年）に延長することとした。（国税通則法第二三条及び第七〇条関係）

2　無申告加算税の不適用制度について、その適用対象となる期限後申告書の提出期限を法定申告期限から一月以内（改正前二週間以内）に延長することとした。（国税通則法第六六条関係）

3　国外転出等特例の適用がある場合（納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合その他の一定の場合を除く。）の所得税について、その更正決定等の期間制限を七年とすることとした。（国税通則法第七〇条関係）

4　税務調査手続について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　税務代理人が数人ある場合の調査の事前通知について、納税義務者が代表する税務代理人を定めた場合として一定の場合に該当するときは、これらの税務代理人への通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。（国税通則法第七四条の九関係）

㈡　調査（以下「前回調査」という。）の終了後においても新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときに行うことができる質問検査等について、その前回調査の範囲を実地の調査に限る。（国税通則法第七四条の一一関係）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

非居住者に係る金融口座情報の報告制度を次のとおり整備することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の五～第一〇条の九及び第一三条関係）

㈠　特定取引を行う者の届出書の提出

平成二九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国その他一定の事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

㈡　報告金融機関等の特定手続

報告金融機関等は、平成二八年一二月三一日以前に特定取引を行った者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、平成三〇年一二月三一日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

㈢　報告金融機関等の報告事項の提供

報告金融機関等は、その年の一二月三一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者が報告対象契約を締結している場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、特定居住地国及び当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法により、当該報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

㈣　その他

税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

七　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のように創設することとした。（租税特別措置法第九条の九及び第三七条の一四の二関係）

(1)　非課税措置の概要

イ　金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等が支払の取扱者であるものに限る。）及び当該期間内に売委託等の方法により譲渡した当該未成年者口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

(イ)　非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間